

発行日 2025 年 8 月 1 日

隣 組 回 覧



「よろずなんでも相談所」開設のご案内

～毎日の暮らしの中でお悩みはありませんか？～

「いじめ・体罰」などに関する問題、家庭内における様々な問題、プライバシーに関する問題などの心配ごとに、人権擁護委員が丁寧に相談に応じます。

お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 2025 年 8 月 19 日 (火)

午前 10 時～正午

※事前の予約が必要です

場所 須坂市人権交流センター

問合せ先
人権に関する総合相談窓口
須坂市人権交流センター
電 話
026-245-0909

●他市町村の特設相談所でも相談ができます。

日 程	相 談 時 間	開 催 場 所
6 日 (水)	午後 1 時 30 分～3 時 30 分	小布施町 北斎ホール
19 日 (火)	午後 1 時～5 時	千 曲 市 屋代公民館
20 日 (水)	午後 1 時～4 時	長 野 市 松代支所
21 日 (木)	午後 5 時～7 時	高山村役場

★下記のとおり電話での法務局相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください

みんなの人権 110 番 0570-003-110
こどもの人権 110 番(通話料無料) 0120-007-110
女性の人権ホットライン 0570-070-810
月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

長野人権擁護委員協議会、長野・飯山地域人権啓発活動ネットワーク協議会



須坂市人権交流センターに「総合相談窓口」を開設しています。
月～金 午前 9 時～午後 5 時 (ただし 年末年始及び祝祭日は除く)
電話 026-245-0909

裏面の人権啓発コーナーをご覧ください。

企業の社会的責任（CSR）

企業は社会に深く関わっている

働く人や、商品を買う人をはじめ、大勢の人が企業を通してつながっています。
企業が、従業員を大切にしたり、みんなに使いやすい商品を開発したりするなどの
人にやさしい活動を進めることで、より人権を尊重した社会が実現できます。

人権を大切にしたい企業活動ってどんなこと？

商品の品質や
表示に
偽りがない

環境保全を
考えている

個人情報
を
しっかり守る

誰もが利用しやすい
商品やサービスを
提供する

被災者等
への支援

働きやすい職場をつくろう

一人ひとりが個性を発揮でき、お互いに協力し合えることが、働きやすさの基本です。

性別をこえて

男性も・女性も

年齢をこえて

若者も・高齢者も

国籍をこえて

日本人も・外国人も

雇用形態をこえて

正社員も・非正規社員も

考えてみよう

若者の「使い捨て」が疑われる企業もあります。

違法に長時間働かせたり、賃金を払わないなど、

労働条件や就業環境が劣悪な企業もあります。



長時間労働

サービス残業

過剰な時間外労働や休日労働

賃金の未払い

働く人への人権侵害